

鶴岡市農業委員会第 10 回西部農地部会議事録

日 時 場 所	令和 3 年 9 月 9 日 (木) 午後 1 時 3 0 分 鶴岡市藤島庁舎 3 階 大会議室
出 席 農業委員	1 番 五十嵐 覚 2 番 荻原 優太 3 番 坂東 陽水 4 番 丸山 成章 5 番 阿部 元成 6 番 吉住 喜之 7 番 大池 典子 8 番 石塚 治己 9 番 土岐 善久 10 番 佐藤 康弘
出 席 推進委員	1 番 須田 進二 4 番 齋藤 健一 5 番 阿部 隆 6 番 田澤 幸弘 7 番 榎本 勝 8 番 長谷川 浩之 9 番 菊地 勝三 10 番 野村 仁 11 番 佐藤 泰仁 12 番 佐藤 克久 13 番 本間 誠 14 番 五十嵐一浩 15 番 佐藤 宣夫 16 番 伊藤 貢
遅参委員	なし
早退委員	なし
欠席委員	2 番 原田 政幸 推進委員 3 番 齋藤 潤子 推進委員
事 務 局	局長 佐藤 友志 局長補佐 池原 政志 主査 黒井 布美 主査 坂田 英勝 専門員 北山 武徳 調整主任 金内 かな 主事 齋藤 柊士 鶴岡分室調整専門員 佐藤 伸 温海分室主査 五十嵐 明美
議事日程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 農業者年金の裁定請求について 7. 閉会
	開 会 午後 1 時 3 0 分
議 長	本日の欠席届は 2 番 原田 政幸 推進委員、3 番 齋藤 潤子 推進委員より提出されております。その他遅参、早退はありません。 定足数に達しておりますので、ただ今より第 10 回西部農地部会を開会します。 はじめに、議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第 24 条第 3 項の規定により議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め、議長の方から指名いたします。4 番 丸山 成章 委員、5 番 阿部 元成 委員を指名いたします。 次に会期の決定を行います。本部会の会期は、本日一日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

	(異議なしの声あり)
議 長	<p>異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。それでは報告事項に入らせていただきます。</p> <p>報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について  報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について  報告第3号 農地の転用事実に関する照会について  報告第4号 許可を要しない農地の転用について  報告第5号 農地法第4条の規定による届出について  報告第6号 農地法第5条の規定による届出について</p> <p>を一括上程いたします。  事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) ≪報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について≫
	(説 明) ≪報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について≫
	(説 明) ≪報告第3号 農地の転用事実に関する照会について≫
	(説 明) ≪報告第4号 許可を要しない農地の転用について≫
	(説 明) ≪報告第5号 農地法第4条の規定による届出について≫
	(説 明) ≪報告第6号 農地法第5条の規定による届出について≫
議 長	報告事項ではありますが、質疑のある方は挙手をお願いします。
	( 発言者なし )
議 長	<p>ないようですので、報告事項ですので次に進ませていただきます。</p> <p>これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	(説 明) ≪議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について≫
議 長	3条案件ですので担当委員より現地調査及び現地確認の報告をお願いします。10番野村仁推進委員。
10番 推 進 委 員	10番野村です。去る9月3日佐藤部会長、鶴岡分室の佐藤さんと私の3名で現地調査を行いました。鶴21下川七窪ですが、こちらは砂を取った後、更地になった部分で特に問題はなく農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていることを報告します。以上です。
議 長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。7番榎本勝推進委員。
7番 推 進 委 員	7番推進委員榎本です。渡人が株式会社東北サイエンスで畑を持っていたということですが、この会社は農業法人か何かそういう関係なののでしょうか。そこを少しお聞かせください。
事 務 局	普通は、会社は農地を持ってはいないはずなのですが、登記を見たところ東北サイエンスの前に農地を所有していた方がおり、それに東北サイエンスが仮登記を付けて、その後時効取得したことになっています。農地法の許可を得ないで農地を取得することは普通ないのですが、例外として相続と時効取得については許可を得なくても所有権を移転できるため、その様な理由で東北サイエンスが農地を所有していたということです。
議 長	7番榎本勝推進委員。

7番 推進委員	7番推進委員榎本です。そうすれば所有権移転となることで通常の農地の利用になるということで、かえって良いことだという解釈でよいのでしょうか。
事務局	実はこれにはまだ続きがありまして、この農地にその後高林建材が仮登記を行っております。実はこういう仮登記の農地につきまして法務局から、農業委員会でどういう状況か調べなさいと、毎年調査が来ます。そういうことで、今年高林建材に問い合わせたところ、7月頃まで高林建材でそこの山砂を採取しておりまして、その後、その時は名前はわからなかったのですが、農業者の方に売買するんだということで回答を得ていました。それで今回その回答のとおり■■■■さんの方に売買するということが上がってきた案件です。
議長	他にありませんか。
	( 発言者なし )
議長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。
	( 全員賛成 )
議長	全員賛成により、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については原案通り決しました。 続きまして、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	(説明)《議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について》
議長	担当委員より現地調査の報告をお願いします。 10番野村仁推進委員。
10番 推進委員	10番推進委員野村です。こちらも先ほどと同様9月3日現地調査を行いました。鶴10民田の第5条一時転用ですが、現在水稻が作付けされている箇所であり特に問題はないと思われます。以上です。
議長	それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	( 発言者なし )
議長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について賛成委員の挙手を求めます。
	( 全員賛成 )
議長	全員賛成により、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請については原案通り決しました。 続きまして、議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について、を議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	(説明)《議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について》

議 長	この農用地利用集積計画（案）については9月7日に行われました農用地利用調整会議において確認されております。 それでは審議に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。 8番石塚治己委員。
8番委員	8番石塚です。16ページ鶴21は私の案件になりますので退室を申し出ます。
議 長	退室を許可します。
	( 8番委員 退室 )
議 長	それでは議案第3号16ページ鶴21についてのみ審議いたします。 質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	( 発言者なし )
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定についてのうち16ページ鶴21について賛成委員の挙手を求めます。
	( 全員賛成 )
議 長	全員賛成により、議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定についてのうち16ページ鶴21については原案通り決しました。 8番石塚委員の入室を許可します。
	( 8番委員 入室 )
議 長	引き続き審議を行います。議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定についてのうち16ページ鶴21を除いた部分について審議いたします。 質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	( 発言者なし )
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。 議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定についてのうち16ページ鶴21を除いた部分について賛成委員の挙手を求めます。
	( 全員賛成 )
議 長	全員賛成により、議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定については原案通り決しました。 以上を持ちまして本日の審議を全て終了いたします。 次に農業者年金の裁定請求について、事務局より報告をお願いします。
事務局	(説 明) 《農業者年金の裁定請求について》
議 長	報告事項ではありますが、質疑のある方は挙手をお願いします。
	( 発言者なし )
議 長	ないようでしたら、これを持ちまして第10回西部農地部会を閉会します。

閉 会 午後 2 : 0 0

議 長 佐藤 康弘

議 事 録  
署名委員 丸山 成章

議 事 録  
署名委員 阿部 元成